



## 令和8年春季全国火災予防運動(3月1日~7日) 全国統一防火標語 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



### 山林火災が多発しています!

#### ○山林火災の特徴

山林火災は、ひとたび発生すると早期に延焼拡大することがあります。また、消火のための消防隊の立入りが困難であることや消火用水の確保が難しいこと、広範囲の消火が必要なこともあり、他の火災に比べて鎮火までに時間がかかり、消火活動に多くの人員を必要とする場合があります。

#### ○山林火災の予防

山林火災の出火原因の多くは人的要因であることから、大部分は皆様一人一人の注意で防ぐことができます。降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹く例年、特に2月から5月頃に多くなる山林火災は、この時期に入火れが行われることや、山菜採りやハイキング等で入山者が増加することによる火の不始末等も一因として考えられます。また、草や枝などの焼却が火災の原因となることもあります。

お問合せ 防災センター ☎0738-24-9280

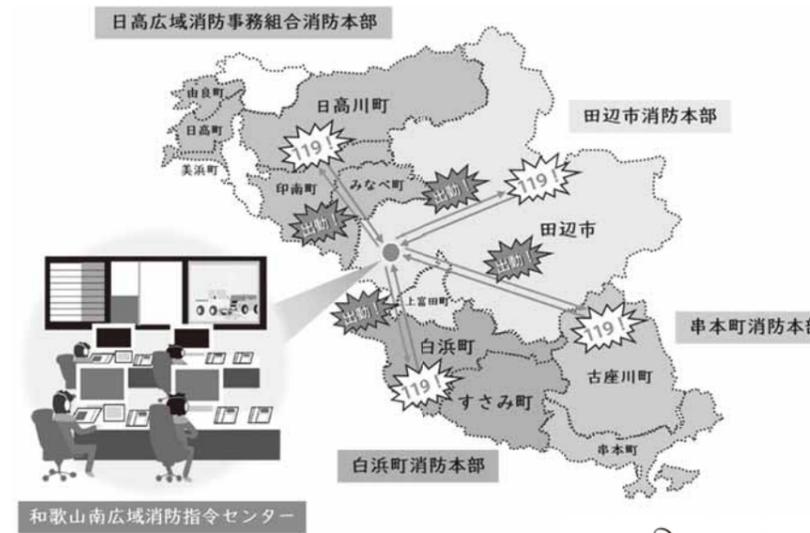


## 『和歌山南広域消防指令センター』 令和8年4月1日から運用開始

「日高広域消防事務組合」(美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町で構成)は、田辺市と上富田町を管轄する「田辺市消防本部」、白浜町とすさみ町を管轄する「白浜町消防本部」、串本町と古座川町を管轄する「串本町消防本部」との4消防本部による消防指令共同運用を令和8年2月3日(火)からの仮運用期間を経て、令和8年4月1日(水)から本格運用を開始します。

4消防本部が管轄する約17万人からの119番通報を一括で受け付け、情報の一括管理と指揮命令系統の統一により、隣接する地域の災害にも迅速に連携した対応、大規模災害時における119番通報集中時の受信・処理能力の向上などが期待されます。

なお、共同運用による消防署の位置や管轄区域が変わることはありません。これまでどおり各市町のそれぞれの消防署から出動します。



### 『119番映像通報システム』も運用を開始し、 『災害案内テレフォンサービス』が開設されます。

和歌山南広域消防指令センターでは、火災や交通事故等の災害現場や、救急車が必要な方の状況を把握するため、119番映像通報システムを導入しました。

119番映像通報システムとは、従来の音声のみの119番通報だけでなく、通報者のスマートフォンを活用して災害現場などの映像情報を加えることで、言葉では伝えることが難しかった詳細な現場の状況をリ

アルタイムに指令センターで確認できるシステムです。映像により正確な現場の位置や状況を把握することで、迅速な消防・救急活動に繋げることができます。

また、災害案内テレフォンサービスを新たに開設し、地域で起こっている火災などの情報が自動音声で聞くことができるようになります。

#### 住民の皆様へご協力をお願い

119番通報の際、指令センター員が必要と判断すれば、救急や火災などの現場状況を映像通報システムで送っていただくようお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。通報者のスマートフォンにショートメッセージを送信しますので、通報者は受信したショートメッセージに添付されているURLをタップし利用を開始してください。

※スマートフォンの設定や通信環境によっては利用できない場合があります。  
※映像送信にかかる通信料は、通報者のご負担となりますので予めご了承ください。

#### 緊急通報FAX (FAX119) 通報 番号変更のお知らせ

音声による119番通報が困難な場合に利用できる通報システム (FAX119) のFAX番号が変更となっています。

従前のFAX番号では不通となりますのでご注意ください。

※新FAX番号：0739-26-1377

お問合せ 日高広域消防事務組合消防本部 ☎0738-63-1119  
ホームページ <https://hidakafire.or.jp> 災害案内テレフォンサービス ☎050-5830-6828



## 令和7年分確定申告納期限等のお知らせ

納付される方へ	納期限	振替日 (振替納税をご利用の方)
申告所得税 及び復興特別所得税	令和8年 3月16日 月	令和8年 4月23日 木
消費税及び 地方消費税 (個人事業者)	令和8年 3月31日 火	令和8年 4月30日 木

### マイナンバーカード・ 電子証明書の有効期限 をご確認ください!

有効期限が過ぎた場合、e-Tax手続きが利用できませんので、早めの更新手続きをお願いします。



### 還付 の方へ

還付金のお支払いは申告書が提出されてから、**1か月から1か月半程度**時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

### ! ご注意ください! !

申告書の提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。納税は、振替納税等のキャッシュレス納付(※)をご利用ください。

※ キャッシュレス納付方法には、振替納税、クレジットカード納付、インターネットバンキング等による納付、ダイレクト納付やスマホアプリ納付などがあります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

振替納税をご利用の方・初めてご利用になる方  国税 納付手続 検索

● 初めての方は納期限までに「振替依頼書」をご提出ください(オンライン提出がおすすめです)。

(注) 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要です。

● 事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

(注) 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。